

令和5年4月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガストーチ1件、ガス栓(LPGガス用)1件、
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちリチウム蓄電池1件、エアコン(室外機)1件、
電気冷暖風機1件、フライパン1件、電気冷蔵庫1件、
温水洗浄便座1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300014	令和4年8月7日	令和5年4月7日	ガストーチ	NO.:920	office matsuda (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月29日
A202300016	令和5年3月14日	令和5年4月7日	ガス栓(LPガス用)	GB371PZ5-15A	光陽産業株式会社	火災	店舗で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202300017	令和5年3月25日	令和5年4月7日	石油ストーブ(開放式)	RX-2215Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300011	令和4年4月19日	令和5年4月6日	リチウム蓄電池	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202300012	不明	令和5年4月6日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から15年以上経過した製品
A202300013	令和4年12月11日	令和5年4月7日	電気冷暖風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年3月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202300015	令和5年1月22日	令和5年4月7日	フライパン	重傷1名	当該製品を使用中、部品が破裂して音が発生、左耳を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月26日
A202300018	令和5年3月12日	令和5年4月7日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品 令和5年3月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300019	令和5年3月25日	令和5年4月7日	温水洗浄便座	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし